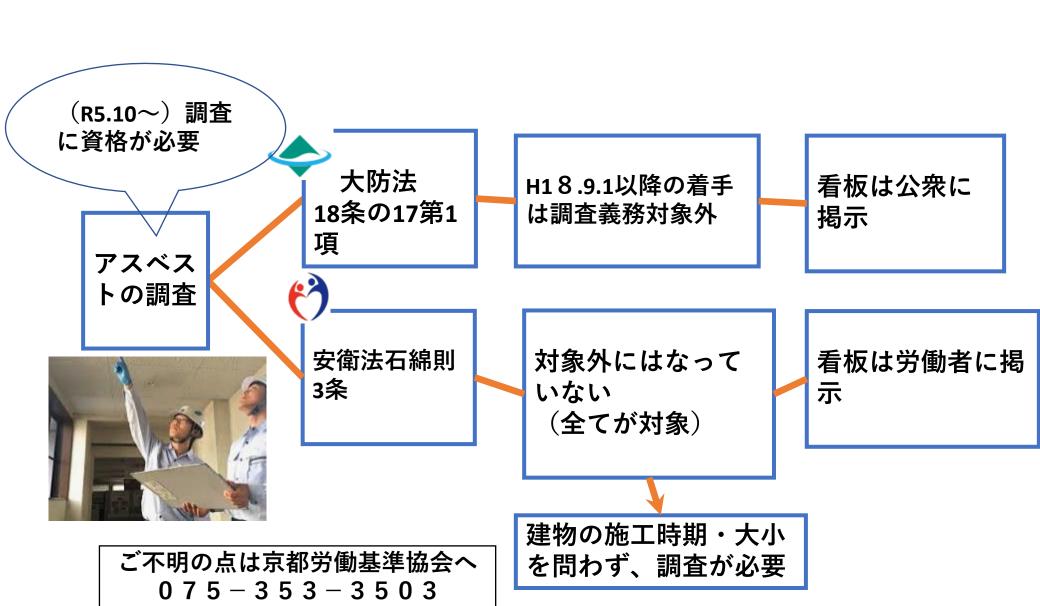
# アスベスト調査をするための資格 が完全義務化されています (令和5年~)



#### 2023年(令和5年)10月から改正 事前調査と届出は、調査者資格がないと実施できない ※義務化までは調査者以外が調査することも可能 令和5年 アスベストの 作業責任者 現場作業 10月から 調査者 X × 作業主任者 × 0 特別教育 0 × ×

解体・改修工事は、竣工年・大小に係らずアスベス ト含有に関する事前調査は必要です



## 事前調査の必要がない場合って、どんな時?

除去等を行う材料が 明らかに石綿が不含 (木材・金属・石・ ガラス等) その作業で、 周囲の材料を 損傷させない

かつ

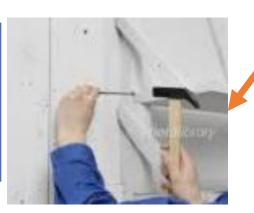


調査対象外

現存する材料の除 去を行わず、新た な材料を追加する のみの作業 (塗装の上塗り)

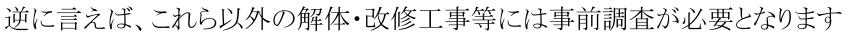


極めて軽微な損傷 しか与えない 作業 (釘による固定、 くぎ抜き等)



電動工具等による穴あ けは調査要





※電気設備工事、水道工事、浴槽工事、屋根工事、防水工事、クーラー設置等 に伴う床や壁・天井の穴あけ作業などについても事前調査の対象となり得ます

# アスベストの事前調査結果報告が必要です 労基署・役所への電子申請(2022年4月~)

□ 報告の対象 (新規則第16条の11第1項)



解体工事 床面積合計80m²以上

建筑物の改造・補修工事

建築物の改造・補修工事 請負代金合計100万円以上 (材料費・消費税を含む。)





### 工作物※の解体・改造等工事 請負代金合計100万円以上 (材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

この要件をみたし てなくても、事前 調査自体は必要で す。

ご不明の点は京都労働基準協会へ 075-353-3503